

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇米国、IMFからイタリア・リラなど引出し

8月18日付IMFの発表によると、米国はIMFから250百万米ドル相当額のイタリア・リラを引き出し、また100百万米ドル相当額のカナダ・ドルの引出取決めをIMFとの間に結んだ。カナダ・ドルについては、米国が従来から行なってきた技術的引出しの一つであり、米国が取得したカナダ・ドルは、IMFへの返済を希望する他の加盟諸国に対して米ドルを対価として売却される。

米国が引き出したイタリア・リラの全額は、最近におけるイタリアの国際収支の大幅黒字に伴い同国に蓄積された米ドルの買い戻しに使用される。なおIMFは米国に対するリラ売却にあたり、IMFのリラ保有額(米国の引出要請時74百万米ドル相当額)が僅少であったため250百万ドル相当額のリラをイタリア政府から、一般借入れ取決め(GAB)の60億ドルの枠外として借り入れた旨、同時に発表した。IMFがGABの枠外として借入れを行なったのは今回が最初であるが、その借入れに対してはGABの場合と同一の条件が適用されている。

### 米州諸国

#### ◇米国連邦準備銀行、事業貸出の削減を要請

連邦準備制度理事会は、9月1日、12連邦準備銀行総裁から全加盟銀行に対し送られた書簡を公表した。同書簡は銀行貸出の増大、なかんずく企業に対する貸出の増大に対処するため、加盟銀行にその抑制方を要請するとともに連銀貸出の運営方針を明らかにしたもので、要旨は次のとおりである。

- (1) 銀行信用の秩序立った増大は必要であるが、過度の増大はインフレ圧力をさらに悪化させる。
- (2) 銀行信用および銀行貸出の全体としての増加額は昨年比に若干落ち着いてきている(1～8月の増加率は各々年率8%強、12%強)が、企業に対する貸出(事業貸出)の増加率は年率約20%に達している。
- (3) 事業貸出の異常な伸びは現在のインフレ圧力を大幅に強め、さらに銀行のその他資産の売却やその他貸出削減によって金融市場に混乱を引き起こしかねない。
- (4) 銀行が地方債その他の証券売却によって今後とも大

幅な資産の調整を行なうと金融市場への圧力がさらに大きくなる。したがって連邦準備制度としては、貸出とくに事業貸出の増加率抑制という形でその調整をはかるべきであると考えられる。

- (5) 今後の連銀貸出にあたっては上記の目的が留意されることにならう。銀行としても事業貸出増加率抑制のための連邦準備当局の努力に協力することを望みたい。銀行がポジション調整を行なうにあたっては、事業貸出抑制による方が証券売却によるよりも長期の連銀借入れを必要とする場合もありうることは連銀としても認めている。
- (6) この措置は理事会規程Aの201.0節(E)項——割引の要請について検討を行なう場合、各連銀は貸出の目的とこれが個々の金融機関ならびに経済全般の健全な信用状態確保の上にとどのような影響を及ぼすかを十分考慮する——に基づいている。
- (7) 銀行の季節的、または緊急の資金需要に応ずる連銀貸出は従来同様利用可能である。
- (8) 事業貸出の増加率低下は銀行組織全体、経済全体にとって有益である。連邦準備からの借入れを必要とするか否かにかかわらず、すべての銀行はこの点を考慮すべきである。

#### ◇米国、連邦準備制度のスワップ取決め額拡大

連邦準備制度は、9月13日、下表のとおり、各国中央銀行(ただしフランス銀行を除く)および国際決済銀行とのスワップ取決めを増額した旨発表した。この結果、同制度のスワップ取決め総額は、従来の28億ドルから45億ドルとなった。

ニューヨーク連邦準備銀行のスワップ取決め一覧

相手銀行	従来の取決め限度額 百万ドル	増額後の取決め限度額 百万ドル	増加額 百万ドル
フランス銀行	100	100	0
英 蘭 銀 行	750	1,350	600
オランダ銀行	100	150	50
ベルギー国立銀行	100	150	50
カナダ銀行	250	500	250
国際決済銀行	300	400	100
スイス国立銀行	150	200	50
ドイツ・ブンデス バンク	250	400	150
イタリア銀行	450	600	150
オーストリア 国立銀行	50	100	50
スウェーデン 国立銀行	50	100	50
日 本 銀 行	250	450	200
合 計	2,800	4,500	1,700

### ◇米国、10万ドル未満の定期預金金利引下げ

連邦準備制度理事会は、9月21日、預金金利規制法<sup>(注)</sup>に基づき、加盟銀行における10万ドル未満の定期預金金利最高限度を5.5%から5%に引下げ、同月26日より実施する旨を発表した。なお、複数満期をもつ定期預金金利最高限度は従来どおりである(8月号「要録」参照)。

(注) 同法は9月15日議会を通過、21日大統領の署名により成立した1年間の時限法で、その内容は次のとおりである。

- (1) 連邦準備制度に対し、預金種類・額面別に異なった金利最高限度を設定する権限を付与する。
- (2) 連邦準備制度未加盟の商業銀行および相互貯蓄銀行の預金金利を規制するため、連邦預金保険会社に同様の権限を付与する。
- (3) 連邦住宅貸付銀行に対し、貯蓄貸付組合の出資証券配当率最高限度を設定する権限を付与する。
- (4) 定期預金に対する準備率の法定最高限度を6%から10%へ引き上げる。

なお、同法は連邦準備当局の要請により制定されたものである。

連邦準備当局の発表によれば、本措置の目的は商業銀行と貯蓄金融機関との資金獲得競争を緩和し、同時にインフレ圧力抑制のため銀行信用の増大を秩序ある適度なものとす点にある。

なお、連邦預金保険会社も連邦準備制度と同様の措置を発表した(ただし、相互貯蓄銀行については、額面いかんにかかわらず適用)ほか、連邦住宅貸付銀行も貯蓄貸付組合の出資証券配当率を設定する(若干の例外を除き4.75%)旨明らかにした。

## 欧 州 諸 国

### ◇英蘭銀行、中央銀行間スワップ取決めの増枠を発表

英蘭銀行は、9月13日、ニューヨーク連邦準備銀行および他のいくつかの中央銀行との間のスワップ取決めが増枠された旨を発表、同時に次の2点を明らかにした。

- (1) ニューヨーク連邦準備銀行との間のスワップ取決め(今回750百万ドルから1,350百万ドルに増枠)の使用残高は、現在300百万ドルにとどまっている。
- (2) 他の中央銀行との間のスワップ取決めは、今回の増枠分を別にしても、ほとんど未使用である。

### ◇英蘭銀行、公定歩合を下回るレートで貸出

英蘭銀行は、9月6日、割引商社に対し、初めて公定歩合(7%)を下回る6¾%のレートでovernightの貸出を行なった。

6月30日から実施されたovernight貸出(8月号「要録」参照)は、通常の貸出(期間7日)に比べ、一段と市場を引締め金利を上昇させる効果をもつため、英蘭銀行

はその後、同貸出の運用を必ずしも当初の目的であった市場の一時的繁閑の調節のみに限定せず、翌日の市場緩和が予想されない場合でも、海外金利の上昇に対処するため国内金利の上昇を促す手段としてしばしば利用してきた。

しかし、9月上旬市場金利はかなりの高水準(9月2日TB入札レート6¾%)に達し、英蘭銀行としては、依然overnight貸出による市場引締めは必要とするものの、もはや金利の上昇を促進する必要はないと判断して市場レートを適用することにしたものである。

### ◇英国労働組合会議、賃金凍結策を支持

TUC(労働組合会議)は、年次総会開催3日目の9月7日、政府の賃金凍結策(8月12日「物価および所得法」)として法制化、9月号「要録」参照)に対する態度を決定するための投票を行ない、賛成4,567千票、反対4,223千票と僅少差(344千票)ながら賃金凍結策支持の態度を票決した。

TUCの態度いかによっては、賃金凍結策の遂行がきわめて困難な事態に立ち至ることも懸念されていただけに、上記票決の結果については内外から一応好感が寄せられている。しかし他方、反対票もかなり多く、しかもその中にTUCメンバー中最大の組織を持つTGWU(運輸一般労組)が含まれているため、今後TUC全体の足並みがくずれ、この面から政府の所得政策がけんせいされるおそれも少なくないと思われる。

### ◇西ドイツ、市中貸出規制の実施基準公表

ブンデスバンクは8月26日、議会で審議中の「景気安定化法案」に含まれている市中貸出規制について、概要以下のような実施基準を公表した。

- (1) 市中貸出規制はあくまで伝統的政策手段(公定歩合政策、公開市場政策、準備預金制度)の補完手段であり、その発動は伝統的政策手段によって通貨価値を擁護することが困難な場合に限られる。
- (2) 規制対象となる貸出は非金融機関向けのものに限られる。したがって、系統金融機関内における下部機関の上部機関向け貸出は含まれない。
- (3) 規制対象となる貸出が、短中期の場合は承諾分をも含めることとし、長期の場合には状況に応じて承諾分を除くこととする。
- (4) 規制対象となる貸出には対外貸出および保有外国有価証券が原則として含まれる。
- (5) 規制は貸出の種類、期間別および有価証券の種類別に行なわれる。

- (6) 規制対象となる金融機関はブンデスバンクが諸般の事情を勘案して決定し、特定金融機関(たとえば業容がきわめて小さいもの)を対象外とすることはありうる。
- (7) 信託勘定(Durchlaufende Kredite)は原則として規制対象としない。
- (8) 規制の基準を特定日の残高とするか、あるいは特定期間の増加額とするかはその時々金融情勢によって決める。
- (9) 規制対象となる貸出を預金の増加率と結びつけることはしない。
- (10) 規制対象となる有価証券の評価方法は各行がバランスシートの作成に当たって用いている方法とする。
- 今回ブンデスバンクが、市中貸出規制の実施基準をとくに公表したのは、直接的には7月25日に中央信用委員会(注1)が、ブンデスバンクに対して提出した公開質問状に回答する必要があったためであるが、その背景にはトレーガー報告(注2)が公表されて以来、市中金融界をはじめ各界にわたかまっている市中貸出規制に対する不安感を一掃しておく必要があると判断されたためとみられている。

(注1) 沿革的には1936年の「金利および競争に関する包括協定」に基づいて、同協定を効果的に実施するために設立されたものであるが、戦後純然たる自主ベースで再編成され、主として金利、手数料の決定に参画している。しかしカルテル法上問題があり、現実には金融界に対する助言的な役割を果たしているに過ぎない。メンバーは商業銀行、貯蓄銀行、信用協同組合、公法上の金融機関等の各協会の代表者で構成されている。

(注2) 「財政制度改革に関する委員会」が政府の諮問に応じて提出した報告書。

#### ◇フランス、流動比率の引上げ

フランス銀行は、8月末以降の流動比率(coefficient de trésorerie)を現行31%から34%に引き上げることを決定した。フランス銀行の説明によると本措置は、5月、6月に納税期、夏期休暇期入りなど季節的な現金需要の台頭に備えて引き下げられ低水準にあった同比率を、これら臨時的要因が消滅したため normal な水準に復することとした季節的調整措置であるとされている。なお本年にはいつてからの流動比率の推移は、1~2月35%、3月32%、4月33%、5月32%、6~7月31%となっている(昨年は1~3月36%、4月34%、5月35%、6~7月34%、8月36%)。

#### ◇フランス、クレディ・ナショナルの貸付金利引上げ

クレディ・ナショナル(Crédit National=政府系特殊

金融機関で工業設備の長期金融に重要な地位を占める)は、9月7日長期貸付金利を現行6.75%から7.25%に引き上げることを決定した。

これは、①最近における資金調達コストの上昇(政府関係債の発行金利は、海外における長期金利の上昇傾向などを映じ、6月5.75%から6.25%へ引き上げられた。7月号「国別動向」参照)、②企業筋からの合理化、近代化資金需要の増高傾向(貸付残高1964年末10.6億フランから65年末17.3億フラン)に対処したものとみられる。

なお、上記の動きが今後他の政府系金融機関の金利引上げを誘発するおそれもあり成り行きが注目される。

#### ◇イタリア、新長期国債の発行

イタリア政府は、9月6日総額6,800億リラ(約11億ドル)の新長期国債の発行を決定した。これはイタリア財政史上最大規模の起債である。

発行条件は次のとおり。

期 間・9年

発行価格・100%

利 率・5%(ただし懸賞金を考慮すると、応募者利回りは実質5.57%)

使 途・①10月7日に期限の到来する国債の借換え(3,000億リラ)、②企業の社会保険料の国庫負担分の支払(40年3月の措置による)などに充当される。

#### ◇ベルギー、物価凍結の緩和

ベルギー政府は、9月7日、さる5月緊急措置として実施した物価凍結令(6月号「国別動向」参照)の廃止を決定し、この結果、すでに一部(ブリュッセル市内のタクシー料金など)では値上げが認められることとなった。

ただ、廃止に伴う急激な物価上昇を避けるため、経過措置として「価格引上げを行なおうとする業者は3週間前までに届出を行ない、これに対し政府が事情審査のうえ、本年末までの期間内で引上げを延期させうる」とこととされている。

今回の決定は、4月に峠に小売物価の騰勢が収まるなど物価凍結措置が緊急対策としての効果を一応あげるに至ったため、業界筋の反対なども考慮して、3か月の期限が到来したのを機に実施されたものとみられる。

#### ◇デンマーク、譲渡可能預金証書の利率引上げ

デンマーク中央銀行は、譲渡可能預金証書(註)の利率を $\frac{1}{4}\%$ ( $4\frac{1}{4}\%$ → $5\frac{1}{4}\%$ )引き上げ、8月24日から実施する旨発表した。

これは諸外国における金利水準の上昇に伴い、デンマークの金融機関が余資を海外で運用する傾向が目立ち始めたことに対処して採られたものである。

(注) negotiable deposit certificates. 金融市場の過剰流動性を吸収する手段として、1958年6月以降中央銀行が市中銀行に対し売却している。期間は91日。

## ア ジ ア 諸 国

### ◇第3回アジア諸国開発銀行会議の開催

第3回アジア諸国開発銀行会議は、9月13日から15日にわたり21か国、25機関参加のもとに東京で開催された。

同会議は、各国開発金融機関が、その共通する業務上の諸問題について意見を交換することを目的とし、①各国開発銀行の投融資のあり方——育成すべき企業の選定と投融資の保全方法、②政府との関係、③開発銀行の国内資金および外貨資金の調達に関する問題、④アジア開発銀行との関係などにつき討議が行なわれ、特に11月に創立総会が開催されるアジア開発銀行には強い関心が示され、各国開発銀行と協調し相互に補完的な役割を果たすべきことが強調された。

### ◇アジア開発銀行設立第4回準備委員会の開催

アジア開発銀行設立のための第4回準備委員会は、8月28日から9月1日までマニラで開催された。

同委員会では、イランが国内事情により出資額を60百万ドルから23.7百万ドルへ減額を申し出たことに伴い、すでに予定されていたテヘランでの創立総会の開催が、東京で11月24日から26日にわたり開催することに変更されたほか、①銀行内規、総務会および理事会事務手続、理事選出規則、②本部協定(銀行の独立性を保証するため銀行と本部所在地たるフィリピン政府との協定)締結を促進するための法律専門家委員会の開催、③創立総会議事日程、ならびに④域内4加盟国(アフガニスタン、カンボジア、南ベトナム、シンガポール)の出資金増額(約8百万ドル)およびスイスの加入(出資額5百万ドル)を創立総会で承認すること、などが決定された。

### ◇第1回アジア工業開発理事会の開催

第1回アジア工業開発理事会は、9月2日から7日にわたりバンコックで開催された。

同理事会は、エカフェ(国連アジア極東経済委員会)地域における工業開発計画の相互調整と域内協力を促進するため設けられたアジア工業化会議の下部・常設機関である。今回の会議では、各国ベースの工業開発計画の相

互調整に関する問題点が検討されたほか、①各国開発計画に関する情報交換を行なうこと、②工業開発に関する専門家から成る諮問委員会(Advisory Group)の委員9名を域内、域外の諸国から推せんすること、③第2回理事會を明年2月に開催することなどが決定された。

### ◇イラン、公定歩合の引上げ

イラン中央銀行は、8月24日、公定歩合を4%から5%に引き上げるとともに、商業銀行から中央銀行に再預託されている輸入保証金の返済時期を手形決済時から貨物通関時に変更した。

今回の措置は、消費財を中心とした輸入の根強い増勢に伴う外貨事情の悪化に対処して、輸入抑制、国内景気の過熱化防止をはかったものである。

### ◇パキスタン、本年度輸入政策を発表

パキスタン政府は、8月にはいり、次のとおり輸入抑制緩和を特色とする本年度(1966年7月～67年6月)輸入政策を発表した。

- (1) 自由化品目の増加(昨年度の31品目から65品目へ)
- (2) 輸入許可品目の増加(同147品目から257品目へ)

許可品目については、指定輸入業者および生産業者に対し年1回ライセンスが発給される。ただし、生産業者の場合には、向こう6ヵ月分に限定され、それ以降の輸入については政府が状況に応じて決定する。

- (3) 外国援助資金による輸入およびボーナス・ライセンス制度に基づく輸入は特に優遇される。

なお、同国では、昨年9月の印・パ紛争発生直後採られた信用状開設停止などのきびしい輸入抑制措置は、本年1月の停戦以降逐次緩和されてきたが、最近特に原材料不足による工業生産の低下が目立ってきたため、上記措置が採られるに至ったものである。

### ◇タイ、パーツの切上げ

タイランド銀行は、さる8月23日、公定為替レートをこれまでの1米ドル=20.80パーツから20.745パーツに切り上げ、即日実施した。

今回の措置は、ベトナム情勢を反映した特需収入増加を主因に、外貨準備が年初末約50百万ドルも急増し、パーツの対米為替相場は強調を続ける一方、市中流動性は大幅に緩和し、これが最近の物価騰勢を強める一因となっていることから、これらに対処して採られたものである。

### ◇香港、英系3行プライム・レート再引上げ

香港の英系3行は、9月1日からプライム・レートを½%方引き上げ、7½%とした。

英系3行は、さる7月15日にプライム・レートを½%方引き上げたばかりであるが、その後も海外金利が高騰を続け、それにつれて英系商社などの香港市場における貿易決済資金需要が高まり、ロンドンへの資金流出が目立ち始めたため、再引上げに踏み切ったものとみられ

る。

なお、最近におけるプライム・レートの推移は次のとおりである。

65年2月	6 % → 6 ¾ %
65 〳 7 〳	6 ¾ 〳 → 6 ½ 〳
66 〳 7 〳	6 ½ 〳 → 7 〳
66 〳 9 〳	7 〳 → 7 ½ 〳